

平成 29 年度

工事 監 査 報 告 書

東久留米市監査委員



29東久監発第39号
平成30年3月28日

東久留米市長 並木克巳 殿

東久留米市議会議長 野島武夫 殿

東久留米市監査委員 安藤純一

東久留米市監査委員 津田忠広

平成29年度工事監査の結果について（提出）

地方自治法第199条第1項及び第5項の規定に基づき実施した工事監査の結果を、同条第9項の規定により別紙のとおり提出します。

なお、この監査結果に基づき、又はこの監査結果を参考として措置を講じたときは、同条第12項の規定により通知願います。

平成29年度 工事監査結果報告書

第1 監査の概要

1 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第5項の規定に基づく監査

2 監査の対象

28. 上の原地区アクセス道路築造工事

29～30. 市道229-1号線築造工事

所管課：都市建設部道路計画課（工事発注部署）

都市建設部施設建設課（工事施工部署）

総務部管財課（契約関係部署）

3 監査の期間

平成29年10月20日から平成30年3月26日まで

4 監査の主眼及び方法

監査の実施にあたっては、工事の設計、契約及び施工等が法令等に準拠し、適正かつ効率的に執行されているかどうかを主眼として、関係職員の説明を求め監査を実施した。

なお、技術面については、公益社団法人日本技術士会に工事技術調査業務を委託して実施した。

第2 工事の概要

市道229-1号線（上の原地区アクセス道路）は、「東久留米市上の原地区土地利用構想整備計画」において、幹線道路である東村山都市計画道路3・4・20号線との連携を図り、企業等の誘致を図る上の原地区への交通アクセスを高める道路として位置付けられている。

平成28年度は、主に用地取得が終わっている区間において擁壁設置工事を行い、平成29年度から平成30年度の2カ年で残る擁壁設置工事及び築造工事等を行い、平成30年度中ごろの交通開放に向けて工事を進めている。

- 1 工事件名 28. 上の原地区アクセス道路築造工事
29～30. 市道229-1号線築造工事
- 2 工事場所 東久留米市神宝町二丁目9番から神宝町二丁目10番先
- 3 道路諸元
 - (1) 工事延長 272m
 - (2) 幅員 12m (車道7.0m、歩道2.5m (両側))
 - (3) 道路規格 第4種2級
 - (4) 設計速度 40km/h
 - (5) 市道認定年月日 平成27年6月30日
- 4 工事内容
 - (1) 平成28年度
道路工事請負業者 きいれ建設株式会社
契約金額 69,400,000円 (消費税込み)
契約年月日 平成28年10月26日 (平成29年3月30日変更)
工期 (契約期間) 平成28年10月27日から平成29年9月29日
 - (2) 平成29～30年度
道路工事請負業者 成友興業株式会社
契約金額 296,784,000円 (消費税込み)
契約年月日 平成29年6月15日
工期 (契約期間) 平成29年6月16日から平成30年12月25日
- 5 実査日 平成30年2月5日

第3 監査の結果

監査対象工事については、概ね適正かつ効率的に執行されているものと認められた。

なお、技術的な観点を踏まえた所見は、次のとおりである。

1 計画

本工事に至るまでの計画は、事業の必要性、目的、一連の工程、予算化及び決裁手続きについて適正に行われている。

2 設計

実施設計は、委託業務で設計事務所に委託し実施している。設計計画、事前調査、関連法令の運用、設計基準・資料の運用、設計図書の内容及び設計見積について適切に行われている。

3 積算

本工事の積算は、東京都市建設行政協議会発行の積算基準（共通編・道路編）及び国土交通省土木工事積算基準に基づき行われている。また、採用している単価や歩掛りは、東京都市建設行政協議会発行の積算標準単価表等を採用し、見積もりの必要な物件については三社見積もりを行っている。算出根拠はいずれも明確になっており、適正に行われている。

4 契約

設計委託、工事ともに東京電子自治体共同運営の電子調達サービスによる入札が行われ、設計委託及び29～30. 市道229-1号線築造工事については複数社応札の上、落札された。

しかしながら、28. 上の原地区アクセス道路築造工事については、入札者の辞退により、入札者なしのため入札打ち切りとなった。再入札を行った場合、神山堂阪公園改修工事等にも遅れが生じるため、担当課では東久留米市建設業協会に協力を依頼し、一社より見積書の提出を受け、結果、予定価格内であったため随意契約が締結された。

本事業の遅れはUR都市機構をはじめ関係部署、他企業者工事にも影響を及ぼすこととなるため、当該工事を随意契約により執行することは妥当であると判断する。

5 施工

現場調査時において、東京都建設局土木工事施工管理基準に基づいて工事を行っている中で、成友興業株式会社は施工に際し、出来形管理規格値はその8割を社内基準値とする等より厳しい出来形管理を行っていた。また工事の進捗状況は概ね計画どおりになっており、施工管理に問題はないものと認められた。